

令和6（2024）年度砂利採取業務主任者試験実施要領

1 試験日時

令和6（2024）年11月8日（金） 午前10時から正午まで（120分）

2 試験場所

栃木県庁本館6階・大会議室2
宇都宮市塙田1丁目1番20号

3 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

- (1) 書面による場合
 - ア 受験願書及び添付書類
砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横4cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）
 - イ 受験手数料
栃木県収入証紙8,100円分（受験願書に貼り付けること。）
 - ウ 願書提出先
栃木県産業労働観光部工業振興課鉱政担当（本館6階）
〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 電話 028（623）3197
- (2) 栃木県電子申請システムによる場合
 - ア 申請方法
栃木県電子申請システム「令和6年度砂利採取業務主任者試験」の申請フォームに必要事項を入力し、顔写真の画像データをアップロードの上、受験申込申請をすること。
なお、アップロードする画像データは、以下のとおりとする。
 - ・縦横比3：2の正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの
 - ・当該画像データのファイル名を、次の規則により付すこと
「撮影年月日（西暦、半角数字8桁）＋氏名（半角英小文字）」
(例) 撮影日 令和6年10月1日、氏名 栃木太郎 の場合、20241001tochigitarou
 - ・ファイルサイズは10MB以下、ファイル形式は「JPG（.jpg）」、「JPEG（.jpg）」又は「PNG(.png)」のいずれかとする。
 - イ 受験手数料
栃木県から「栃木県砂利採取業務主任者試験願書の受理について」と件名に記載されたメールが届いた後、利用可能な電子納付の方法を選択して8,100円を納付すること。

5 願書受付期間

令和6（2024）年10月1日（火）から同月17日（木）までの間とする。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効。

6 合格者の発表

- (1) 合格発表日時

令和6（2024）年11月29日（金）午前10時

(2) 合格発表場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

また、栃木県産業労働観光部工業振興課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(3) 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

(4) 試験結果の開示

ア 開示内容

個人の科目別得点及び総合得点

イ 開示方法

受験票により本人であることを確認後、栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当において受験者本人に開示する。

ウ 開示期間

合格発表日から令和7（2025）年1月6日（月）までの間とする。ただし、県の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

7 その他

受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに工業振興課のホームページに掲載する。